明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務四二）　一

〔告　示〕
○特定適格消費者団体を公示する件（消費者庁一五）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二
○日本国に帰化を許可する件（法務三一八）　二
○平成二十九年度において社会教育主事の講習を実施する件　三
○著作者の実名登録の件（文化庁四三）　三
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働二二七）　四
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中型まき網漁業の項第十号の農林水産大臣が定めた期間を定める件（農林水産九八四）　五
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（同九八五）　五
○保安林の指定をする件（同九八六～九九三）　五
○建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件（国土交通六四七）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一二一、一二二）　七
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（同一二三～一二六）　八
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一二七）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一二八）　一〇
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一二九）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
産業
日本工業規格（厚生労働省・経済産業省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、財団、商業登記抹消、金融商品取引業者営業保証金取戻し、酒類の地理的表示「山梨」を変更する件、建設業の営業の停止命令関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三
会社その他　二九

省令

○総務省令第四十二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の二の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十六日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合）	（法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合）
第二条の五の五　法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。	**第二条の五の五**　法第七十条の二第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］
［一・二　略］	［新設］
2　法第七十条の二第二項に規定する場合に該当する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「一歳に達する日」とあるのは、「一歳に達する日（法第七十条の二第二項の規定により同条第一項を読み替えて適用する場合の同項に規定する育児休業手当金を受けようとする一の期間の末日が当該子の一歳に達する日後である場合にあつては、当該末日）」とする。	

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。